広島市街路樹再整備方針（素案）の概要について

第1章　はじめに

1　目的

街路樹は、人工物によって占められた都市の中で、景観の向上や環境の保全、緑陰の形成、交通安全、防災など様々な機能を持ちながら、年月と共にその機能が変化していく存在です。

本市では、高度経済成長に伴う急激な都市化による緑の減少を食い止めるため、昭和50年に「緑化宣言」を発表し、都市緑化を進める中で、道路整備の進捗に合わせて多くの街路樹を植栽し、緑の量の確保に努めてきました。

都市の緑化に大きく貢献してきた一方、植栽後数十年が経過し、大径木化が進んだ街路樹では、舗装を持ち上げる根上がりや歩道の有効幅員の不足による通行支障、落ち葉等による沿道住民の負担の増大などの課題が生じています。また、これらへの対応として、強せん定や根切りを行ってきた結果、樹形の乱れや樹勢の悪化が散見されるようになり、街路樹の本来持つ機能が低下してきています。

こうした課題を踏まえ、街路樹の再整備方針を策定し、計画的に再整備を進めることで、より質の高い道路空間の形成と、緑豊かで安全・安心なまちづくりの実現を目指します。

2　位置付け及び対象範囲

本方針は、「広島市みどりの基本計画」に基づき策定するものであり、「ひろしま都心活性化プラン」や「広島市総合交通戦略」などの関連計画との整合を図ります。

また、本方針は、本市が管理する国道、県道、市道のうち、歩道にある既存の街路樹を主な対象とします。

なお、平和大通りについては、令和 6 年 7 月に策定した「平和大通り樹木管理指針」に基づき、樹木管理を行っているため、本方針の対象外とします。

第2章　広島市の街路樹の現状と課題

1　街路樹の整備状況

令和 5 年度末時点で約 3 万 6 千本の高木があり、成長が早く大径木化する樹種が多く植栽されています。

2　街路樹が抱える課題

多くの街路樹は、大径木化や老木化等により、様々な課題を抱えています。

⑴　安全面の課題

① 歩道の有効幅員の不足による通行支障
② 根上がりによる通行支障
③ 信号機や道路標識等の視認性低下
④ 架空線との交錯による停電等のおそれ
⑤ 樹勢の悪化による倒木等の危険性

⑵　景観面の課題

① 道路空間とのバランスの崩れ等による景観の悪化
② 樹木の過密化による景観の悪化
③ 街路樹としての景観向上機能の低下

⑶　維持管理面の課題

① 沿道住民の負担の増大
② 市民からの苦情・要望への対応
③ 限られた維持管理費での対応



歩道の有効幅員の不足による通行支障


根上がりによる通行支障


道路標識の視認性低下


架空線との交錯による
停電等のおそれ


樹勢の悪化による倒木等の危険性


道路空間とのバランスの崩れ等に
よる景観の悪化


樹木の過密化による景観の悪化


街路樹としての景観向上機能の低下


落ち葉清掃等の
沿道住民の負担の増大

第3章　再整備方針

本市は、高度経済成長に伴う急激な都市化による緑の減少を食い止めるため、昭和 50 年に「緑化宣言」を発表し、都市緑化を進める中で、平成 10 年までの 20 数年間に多くの街路樹を植栽し、「量の確保」に取り組んできました。

一方、植栽後数十年が経過した街路樹は、大径木化や老木化の進行等により、安全性の低下や景観の悪化など様々な課題が生じており、こうした課題に対応するためには、これまでの「量の確保」から「質の向上」へと方針を転換する必要があります。

このため、今後は、より質の高い道路空間の形成と、緑豊かで安全・安心なまちづくりの実現を目指し、安全性の確保や都市の魅力向上に向けて、街路樹の再整備を進めます。

1　基本方針

「安全・安心な道路空間の確保」と「地域特性に配慮した街路樹の確保」を基本方針として、地域の意見を聴きながら、再整備を進めます。

⑴　基本方針1　安全・安心な道路空間の確保

大径木化等により、歩行者等や交通の安全性を確保する上での課題が生じている街路樹の更新や撤去を行います。

ア　取組方針1　街路樹の更新

歩行者等の安全で円滑な通行への支障が著しい根上がり等により生じている路線については、原則として、街路樹の樹種を選定の上、更新を行います。

〔主な対象路線（更新）〕
- ○ 著しい根上がりや周辺構造物の破損等が生じている路線
- ○ 樹勢の悪化等が生じている路線

〔更新に当たっての留意事項〕
- ・ グリーンインフラの考え方に基づき、雨水の保水・浸透機能の向上や街路樹の健全な育成を図るため、植樹桝（帯）の拡大等が可能な箇所では、植栽基盤の拡充等を行います。なお、植樹桝（帯）の拡大が困難な箇所では、防根シートの設置等を行い、根上がり対策を講じます。
- ・ 地域からの要望等であって地域の合意形成が十分に図られており、撤去した場合でも街路樹としての連続性や統一性への影響が軽微であると認められるものについては、例外的な対応として撤去を検討します。

イ　取組方針2　街路樹の撤去

歩行者等の通行や交通の安全性への支障が歩道の有効幅員の不足や信号機や道路標識等の視認性低下などにより生じている路線等については、原則として、街路樹の撤去を行います。

〔主な対象路線等（撤去）〕
- ○ 歩道の有効幅員が不足している路線（2m 以上を確保できていない路線）
- ○ 信号機や道路標識等に近接し、また、交差点等の付近で視認性を妨げている街路樹
- ○ 植栽間隔が狭く過密化し、見通しの阻害や歩行空間の明るさの低下が生じている路線（高木が過密となっている路線、高木と中低木の混植で過密となっている路線、隣接する公園緑地等の樹木と競合している路線）

〔撤去に当たっての留意事項〕
- ・ 信号機や道路標識等の視認性の判断に当たっては、信号機からおおむね 5m以内、道路標識等からおおむね 3m以内、交差点からおおむね 10m以内に位置する樹木を対象とする現地調査を行います。
- ・ 撤去後の空地は、歩道として舗装し復旧します。
- ・ 地域からの要望等であって地域の合意形成が十分に図られているものについては、例外的な対応として撤去以外の方法を検討します。
- ・ 切り株は原則として撤去することとし、地下埋設物への影響などへの配慮から一定期間残す必要がある場合は、歩行者のつまずき防止策を講じます。
- ・ 現在、再資源化施設で破砕処理（チップ化）し、バイオマス燃料や堆肥等として再利用している伐採木については、今後は地域からの要望等を踏まえた活用方法も検討します。

広島市街路樹再整備方針（素案）の概要について

⑵ 基本方針2　地域特性に配慮した街路樹の確保

街路樹を通じて都市や地域の魅力向上を図るため、都市化に伴い緑が少ないデルタ市街地等と緑が多い郊外の住宅団地等について、地域特性に配慮しながら、街路樹の再整備を行います。

ア　取組方針1　デルタ市街地等における街路樹の確保

デルタ市街地等では、ヒートアイランド現象の緩和や良好な都市景観の創出を図るため、ボリューム感も意識しながら、商業地域や住居地域などの地域特性に応じた街路樹への更新を行います。

特に、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を東西の核とする「楕円形の都心」では、歩行空間の滞在性や快適性等の向上を図るため、ウォーカブルな人中心のまちづくりと連携しながら、都心にふさわしい街路樹への更新を行います。

〔主な対象路線（更新）〕
- ○　道路空間とのバランスが崩れている路線及び著しく樹形が乱れている路線（維持管理の中で行う樹形再生が難しい路線）
- ○　道路改良等が予定されている路線
- ※　安全性の確保を図るための再整備を行う路線（基本方針 1）を含みます。

イ　取組方針2　郊外の住宅団地等における街路樹の確保

郊外の住宅団地等では、戸建て住宅が建ち並ぶ落ち着いた街並みとの調和が図られるよう、住宅団地等にふさわしい街路樹への更新を行います。

また、街路樹が街並みとの調和に資するとは認められない路線については、周辺の緑量や景観への影響を考慮しながら、街路樹の撤去を行います。

〔主な対象路線（更新）〕
- ○　道路空間とのバランスが崩れている路線及び著しく樹形が乱れている路線（維持管理の中で行う樹形再生が難しい路線）
- ○　道路改良等が予定されている路線
- ※　安全性の確保を図るための再整備を行う路線（基本方針 1）を含みます。

〔主な対象路線（撤去）〕
- ○　街路樹が街並みとの調和に資するとは認められない路線（樹林地に近接し街路樹の存在感が薄くなっている路線）

2　再整備の進め方

街路樹の再整備に当たっては、まずはモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、実施プログラムを策定し、本格展開します。

⑴ モデル事業の実施

効果的・効率的な再整備手法を検討するため、対象路線を選定し、地域の合意形成を図りながら、モデル事業を実施します。

モデル事業の実施期間は、令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間とし、令和 12 年度にその結果を検証します。

なお、検証に当たっては、再整備に要する費用や工期、更新後の維持管理費用、実施上の課題等を把握するとともに、地域の合意形成の進め方や樹種選定、植栽基盤の整備手法等について整理します。

〔地域の合意形成に当たっての留意事項〕
- ・　地域の代表者と、地域への周知・参加呼び掛けの範囲や、住民説明会、意見交換会、ワークショップ、アンケートなどの合意形成の具体的な進め方について協議します。
- ・　現状と課題に対する地域の理解を深めるため、必要に応じて、専門家による現地での説明会等を行います。
- ・　更新する樹種は、地域特性（業務地域・商業地域・住居地域・工業地域）に配慮するとともに、対象路線の課題に対応するため、歩道幅員や植栽基盤などの植栽環境、樹種の特性（将来的な樹高や維持管理のしやすさ等）などを考慮しながら、市が候補樹種を抽出します。（地域特性を踏まえた樹種選定の考え方は右上の表のとおり）
- ・　市が候補樹種や植栽基盤の改善方法等を提示し、必要に応じて、専門家の技術的助言等も得ながら、地域の意向に沿った樹種に更新できるよう、整備内容の合意形成を図ります。
- ・　合意形成の過程において、地域の維持管理への関わり方についても協議し、協働のきっかけづくりを行います。

〔地域特性を踏まえた樹種選定の考え方〕

地域	樹種選定の考え方	主な樹種
業務地域	沿道の建物と調和し、統一感ある街並みを形成するため、整然とした樹形を有する樹種を選定します。	イチョウ、クスノキ、ケヤキ、トウカエデ、ユリノキ等
商業地域	にぎわいと回遊性を高めるため、樹形が整えやすく、季節感があり、華やかな印象を与える樹種を選定します。	アメリカフウ、コブシ、サルスベリ、ハナミズキ、ヨウコウザクラ等
住居地域	落ち着きと親しみやすさのある街並みを形成するため、四季の変化を楽しめ、歩行空間に潤いと緑陰をもたらす樹種を選定します。	サルスベリ、ソヨゴ、ハナミズキ、ヒトツバタゴ、ヤマボウシ等
工業地域（主に臨海部）	直線的で機能的な街並みとの調和を図るため、すっきりとした樹形を持つ樹種を選定します。	アキニレ、クロガネモチ、タブノキ、ホルトノキ、ヤマモモ等

⑵ 実施プログラムに基づく本格展開

モデル事業の検証結果を踏まえて、本格展開を計画的に進めるため、5年ごとの実施プログラムを策定します。

プログラムには、対象路線、各路線の現状と課題、対応方針、実施スケジュール等を盛り込み、プログラムに基づき、計画的な再整備を進めます。

なお、本格展開に当たっては、安全性の確保を図るための再整備を優先的に進めることを基本としつつ、都市の魅力向上を図るための再整備についても、まちづくりとの連携が早期に求められる路線から順次進めます。

〔対象路線の選定に当たっての留意事項〕
- ・　歩行空間の状況や樹木の危険度、地域の実情等を総合的に勘案し、優先順位を付けて対象路線を選定します。

3　再整備後の維持管理

再整備後は、街路樹の健全な育成を図るため、適切な維持管理を行うとともに、その健全性を継続的に把握するため、定期的な安全点検を実施します。また、安全面を考慮した上で、多様な主体の参加を得ながら、地域等との協働による維持管理を進め、街路樹への愛着を深めることで、持続可能な維持管理の実現を目指します。

なお、再整備に当たっては、更新する樹種や維持管理への関わり方などについて地域の合意形成を図る過程を通じて、街路樹への愛着の醸成を図ります。

⑴ 安全点検の実施

樹木医等による街路樹の簡易点検を実施し、異常が確認された場合には、必要に応じて、詳細点検を行います。不健全と診断された樹木については、速やかに撤去します。また、安全点検の頻度等については、今後検討します。

さらに、点検に当たっては、新技術の活用についても検討するとともに、日常管理の情報や点検記録、診断結果などのデータを活用することにより、効果的・効率的な点検を進めます。

⑵ 地域等との協働による維持管理

現在、道路等において、「クリーンボランティア支援事業」や「まちの美化に関する里親制度」などにより、地域や企業等のボランティアによる清掃活動が行われています。また、「花と緑のまちづくり地域活動促進事業」や「グリーン・パートナー事業」により、花の植替えや維持管理活動なども行われています。

今後とも、こうした制度を活用し、活動の更なる促進を図るとともに、多様な担い手の参加を得ながら、落ち葉清掃や除草などへの参加についても促進が図られるよう、地域等との協働の仕組みづくりを検討します。

第4章　今後のスケジュール（予定）

今後、再整備方針に基づき、モデル事業を実施します。その検証結果を踏まえて、必要に応じて、再整備方針の見直しを行い、本格展開します。

令和 8 年度	：再整備方針の策定、モデル事業の対象路線の選定
令和 9 年度～11 年度	：モデル事業の実施に向けた地域の合意形成、モデル事業の実施
令和 12 年度	：モデル事業の検証、再整備方針の見直し（必要に応じて）、本格展開の実施プログラム（第Ⅰ期）の策定
令和 13 年度～	：実施プログラム（第Ⅰ期）に基づく本格展開